

農業委員会総会議事録

(令和5年12月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年12月8日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町4番18号 熊本市国際交流会館 4階第3会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

開 会 午後3時

事務局

それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名の全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。早いもので12月になりまして、寒い日も多くなってまいりました。委員の皆様には師走を迎え大変お忙しい時期とは思いますが、お体に十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長

になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、18番の田上泰則委員と19番の磯田修一委員を、書記に事務局の品川衣里参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案、農地利用最適化推進委員候補者の決定についてまでの10件でございます。よろしくお願いいたします。

議案の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

よろしくお願いいたします。

議案書5ページ、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の22番の譲渡（貸）人欄の一番下の欄でございます。「再設定者」という記載がございますが、これを「受給者」とお願いいたします。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請31件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、親族間の売買による所有権移転に伴う申請です。譲受人は、益城町でネギ、大根、サツマイモを作付する兼業農家です。申請地は、譲渡人が県外に居住しているため耕作放棄地化していますが、譲受人にて自ら申請地の草刈りを行い、大根、落花生、ニンジンを作付するとのことです。

2番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されている兼業農家で、申請地にはネギ、カボチャなどの露地野菜を作付されるとのことです。

以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

3番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、幼保連携型認定こども園を営む社会福祉法人が園児の食育活動を目的とした社会福祉事業の業務に必要な施設に要するため、所有権を取得する申請です。最適化推進委員と事務職員で現地調査及び申請者へ聞き取り調査を行い、申請地にはジャガイモ、サツマイモ、大根をエリアに分け作付を行う計画で、120名の園児の年齢に合わせた作物の栽培や収穫への関わりを計画しており、農作業の従事には、現在も農地を所有する理事長と職員20名が携わることを確認しております。

4番は、自家消費目的で所有権の持分移転に伴う申請です。当該申請は、譲渡人と譲受人の共有物となっている農地を譲受人の単独所有とすることを目的とするものです。申請地には、譲受人がサツマイモ、タマネギ、キャベツ、ナスを作付される計画です。

5番は、耕作の便宜上の交換のため所有権を移転する申請です。譲受人は大豆、大根、白菜、トマトを作付される兼業農家で、申請地にはキャベツ、トマトを作付されるとのことです。交換する農地は、平成14年3月26日に3条許可済みですが、当該申請地は手続を失念していたとのことで、今回、譲渡人から採算整理の依頼があったため申請に至ったとのことでした。

以上3件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番、4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 ありがとうございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番、お願いいたします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。
議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される予定です。

9番につきましても、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される予定です。

10番は、いところへ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま8番、9番、10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、11番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、麦、露地野菜を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

12番から20番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

13、14番は関連で、甥への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、柿、栗を栽培される兼業農家で、許可後は柿を栽培される計画です。

16番は、弟へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

17、18番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、イモなどを栽培される兼業農家で、許可後は水稻を作付される計画です。

19番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は農業を始めるにあたり、2年ほど前から知人の下で農業の手伝いをされております。許可後はサツマイモ、栗を作付される計画です。地区委員会におきまして、新規就農について何ら問題ないとの判断でした。

20番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請です。譲受人は自家消費のため露地野菜を作付される計画で、申請地には許可後トマト、ナスを作付される計画です。

以上9件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま12番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、21番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

21番から23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、新規就農のための使用貸借権設定の申請です。借受人には地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。借受人は農業を始めるにあたり、今年の4月から来年の3月まで農業大学校で研修を行っています。申請地では許可後、スイカを作付される計画で、出荷先はJAを予定されております。地区委員会におきましては、新規就農について何ら問題ないものと判断しております。

22番は、使用貸借権を設定し、後継者へ経営移譲される申請です。借人は、露地野菜を栽培される兼業農家で、申請地にはキャベツ、ブロッコリーを作付される予定です。

23番は、子への贈与のため所有権を移転される申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後、露地野菜を作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま21番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、24番。

11番 牧野正治委員

1 1 番委員、牧野です。

2 4 番から 3 1 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 4 番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転される申請で、従弟の子へ贈与されるものです。譲受人は会社退職後、地元の農家で手伝いを行うとともに、今回の申請地の管理も行ってきたものです。許可後はニンニク、大根を作付される計画であります。

2 5 番は、経営拡張のため、所有権移転される申請であります。譲受人は露地野菜を作付される専業農家で、許可後はショウガを作付される計画であります。

2 6 番は、後継者へ贈与するための所有権移転される申請であります。譲受人は水稻、スイカを栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される計画であります。

2 7 番は、経営拡張のための所有権移転される申請であります。譲受人は水稻、麦類等を栽培される専業農家で、許可後、引き続き水稻を作付される計画であります。

2 8 番は、農業者年金受給継続のための使用貸借権を設定される申請であります。借受人は水稻を作付される兼業農家で、許可後も水稻を作付される計画であります。

2 9 番は、自家消費野菜栽培のための所有権移転される申請であります。譲受人はミニトマトを栽培される計画であります。

3 0 番は、経営拡張のための所有権移転される申請であります。譲受人は水稻、露地野菜等を栽培される兼業農家で、許可後は白菜、大根等を作付される計画であります。

3 1 番は、甥へ贈与のための所有権移転される申請であります。譲受人は水稻を作付される兼業農家で、許可後はシイタケを栽培される計画であります。

以上 8 件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま 2 4 番から 3 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和5年4月に許可を受けた農地法第5条申請の転用目的を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初目的の「建売住宅」を「建売住宅及び建築条件付売買予定地」に変更されるものです。変更理由としましては、住宅デザインや家族構成を踏まえた間取り等の多様化した消費者ニーズにより、建築条件付売買予定地での販売要望を多数受けたことによるものです。

土地利用計画について、住宅19区画のうち8区画は当初の計画どおり建売住宅とし、残りの11区画を変更承認後、建築条件付売買予定地として販売される計画です。建築条件付売買予定地として転用許可を受ける場合の要件については、申請書記載事項により確認しており、同時に、転用事業者と土地購入者間の売買契約書案も添付されており、問題はないものと思われま。

なお、今回は転用目的の変更のみで、配置や給排水計画等については当初計画どおりとなっておりますので、変更により周辺農地への影響が新たに発生することはありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、変更後における事業計画についても当初計画と同じ転用許可基準を満たしていることから、今回の事業計画変更については何ら問題のないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準

に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、申請人による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地の検討もされておりますが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのこと。

土地利用計画は、転用面積38㎡に普通車2台分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開発許可及び工事は不要であることを確認いたしております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれもないものと判断されます。

なお、申請地は平成元年に時効取得した農地で、既に農地ではなかったため転用申請が必要であるとは分からず駐車場として利用してきたとの顛末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、申請人が運営する運送業で使用する倉庫の敷地拡張に伴う転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、

今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の2分の1を超えないものに該当するものと判断いたしました。既存施設の面積1万84.99㎡については、提出された資料で確認しております。

既存施設である倉庫の建設については、平成元年に自己が所有する農地を転用し倉庫を建て、さらに平成6年に倉庫増設のために申請地隣地の農地を転用されておりますが、今回の土地登記簿を確認したところ、倉庫増設時の開発区域の錯誤により、当該申請地については転用許可を得ていないことが判明いたしました。

土地利用計画は、平成6年に増設した倉庫の敷地面積3,154.32㎡ですが、そのうち912㎡が今回の転用面積であり、既に倉庫の一部として使用されており、倉庫増設時の錯誤により農地転用許可申請を行わないまま長期間経過してしまっており、以後このようなことがないように農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、建築済みの倉庫は特別積合せ貨物運送業に該当する建物で、開発許可は不要であることを担当課へ確認しております。

資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。

申請人は同地区内に居住しております。代替地については、周辺で

農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、駐車場として整備し貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事期間は令和6年2月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請28件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、土木工事業を営む法人が賃借権を設定し、資材置場へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の既存施設の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。既存施設の面積1,798㎡については、提出された資料で確認いたしております。現在、既存の施設において碎石、山砂、廃材、その他建設機械工事車両等の置場として利用されておりますが、既存施設が手狭になったため、近隣で用地を探したところ申請地の所有者から承諾が得られたことから当該申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積859㎡に廃土置場と工事車両の通路として利用する計画です。工期は令和6年12月30日まで予定してお

り、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発行為に係る建物等の設置は行わないため、開発許可は不要であることを申請書により確認しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、障害福祉サービス事業を行う特定非営利活動法人が所有権を取得し、同法人の耕作する農地へ進入するための農業用通路への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

本申請は、農地の耕作上の利便性向上のために道路から農地へ直接車両などの乗り入れを行うことが目的であり、周辺道路に面した土地がなかったため当該申請地を選定されております。開発行為に係る建物等の設置を行わないため開発許可は不要であることを申請書により確認しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、熊本市内で勤務する医師個人が、賃借権設定により診療所へ転用する転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積1,622㎡、転用面積1,295㎡に建築面積225.07㎡の2階建て診療所を1棟、職員用駐車場9台、来客用駐車場22台及び緑地を建設される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年12月25日までの予定で、許可後は速やかに着手されるということです。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第1号に該当する施設で、開発許可事前審査回答済みであることを担当部署に確認いたしております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、調剤薬局を経営する法人が、賃借権を設定により調剤薬局へ転用する転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管2種が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,322㎡に建築面積53.54㎡の2階建て調剤薬局1棟、職員用駐車場8台、来客用駐車場13台及び

緑地を建設される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されま
す。工事期間は令和6年12月25日までの予定で、許可後は速やかに
着手されるとのことです。開発許可が必要となりますが、都市計画
法第34条第12号に該当する施設で、開発許可事前審査回答済みで
あることを担当部署に確認いたしております。資力、信用等、転用行
為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるお
それはないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、
立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの
協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございました
が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、5番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

5番から7番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いた
します。

5番は、使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区
分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と
判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされま
したが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されてお
ります。

土地利用計画は、申請地428㎡に木造2階建て住宅1棟を建築さ
れる計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、
給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発
許可が必要となりますが、開発行為事前審査の回答済みで許可の見込
みはあるものと判断いたします。工事期間は令和6年12月17日ま
でを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いた
しております。

6番は、所有権を移転し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、
10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断さ
れます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、

ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地406㎡を自身が営む建設会社で使用する砂利、砕石等の資材置場のほか、一部を駐車場として利用する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年3月15日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

なお、申請地は平成19年8月に譲渡人が相続した際、築50年以上となる住宅が建築されていたということです。そのため今回の申請にあたり、今年8月に建物を解体し、現在は更地の状態にされておりますが、許可を得ずにこれまで使用されていたことに対し深く反省し、お詫びする旨の顛末書が提出されております。

7番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、申請地362㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発指導課への開発行為事前審査中のことです。工事期間は令和6年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま5番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

8番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積1,024.41㎡、転用面積1,006㎡に建築条件付売買予定地4区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

9番、10番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,301㎡に建築条件付売買予定地5区画及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積995㎡に建築条件付売買予定地3区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

ただ、申請地は以前、資材置場として利用され砂利敷きされており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま8番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。
議　長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　　　　次は、12番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

12番から14番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、親族間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積397㎡に個人住宅木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の回答済みで、許可の見込みはあるものと思われ、工事計画は令和6年5月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請

は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積494㎡に個人住宅木造平屋建て1棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和7年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

14番は、所有権移転による漁業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,136㎡を漁業用の資材置場として使用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和7年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま12番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

15番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告い

たします。

15番は、建設業を営む法人が所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に足置場機材、敷き鉄板、木材を置く計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年6月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に太陽光パネル180枚、発電容量99.9kwの太陽光発電設備を計画されており、妥当な面積と判断されます。九電の契約申込みの回答など必要な添付書類も整っており、資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除も問題ありません。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、認定こども園を営む法人が敷地拡張のため所有権を取得し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の既存施設の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。既存施設の面積の4,501.93㎡は提出された書類で確認いたしております。

土地利用計画は、申請地に保護者用の駐車場として普通車20台分を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
次は、18番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

18番から22番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、不動産業を営む法人が所有権を移転し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆2,369㎡にコンクリート二次製品及び砕石等の土木資材置場として利用する計画で、転用面積は適切なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響はないものと思われま。工事は令和6年8月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、太陽光発電事業等を営む法人が地役権を設定し、太陽光発電施設への通路に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定につきましては、隣接する太陽光発電施設を管理する通路を確保するために申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1筆367㎡のうち太陽光発電施設に隣接する37.4㎡の部分を通路とする計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画等に問題はなく、隣接する太陽光発電施設への通路として畦畔周辺を通行するのみのため周辺農地への影響はないものと思われま。

20番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討がされましたが、ほかに条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆1，289㎡に太陽光発電パネル180枚、発電容量99.9kwを設置する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金証明のほか電力会社からの系統連系に係る契約の案内も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地の日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われま。工期は許可日から令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、建築工事等を営む法人が所有権を移転し、残土置場へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入口があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地1筆580㎡に建築残土置場として利用する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われま。

なお、申請地は令和5年3月に相続がっておりますが、以前より申請地の一部が宅地の一部として使用されており、申請人から今後このようなことがないよう十分注意する旨の始末書が提出されております。

工事は令和6年5月31日に完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

22番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、親が所有するものであり転用可能なことから選定されたものです。

土地利用計画は、申請地482㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われま。工事は令和6年10月30日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるという協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

- 議 長 ただいま18番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、23番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

23番から28番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、498㎡に木造平屋建て1棟、駐車場スペース、進入路などの計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和6年12月14日までの予定とされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査回答済みです。

24番から26番は関連で、太陽光発電により得られる電気の供給及び販売などを営む法人が仮設事務所及び作業所、資材置場、駐車場設置などのための所有権移転及び賃貸借権設定の申請です。具体的には、隣接の変電所建設に伴い周辺に駐車場や資材置場の関連施設を整備することにより、工事をスムーズにかつ安全に実施するために今回の申請となったものです。なお、この変電所は植木インター近くの岩野山ゴルフ場跡の太陽光発電により得た電気を変電する施設で、今年1月に転用許可を受けております。

24番から26番は、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地も検討されています。

24番は、一時転用申請で1年後は農地への原状復帰をされる予定です。24番の土地利用計画は、地面は鉄板敷きとして仮設事務所、鉄筋加工などを行う作業場、駐車場5台分の計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、事業計画などの必要な添付書類も整っており、被害防除などの心配もないものと思われれます。工期は許可日から令和6年3月31日までの予定とされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番の土地利用計画は、維持管理用の駐車場5台分及び通路の計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、事業計画など必要な添付書類も整っており、土砂の流出防止対策として雨水浸透柵の設置、被害防除などの心配のないものと思われます。工期は許可日から令和6年4月30日までの予定とされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番の土地利用計画は、太陽光発電設備用のための変電所用の資材置場及び駐車場18台分の計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、事業計画などの必要な添付書類も整っており、土、砂の流出防止対策として雨水浸透柵の設置、被害防除などの心配のないものと思われます。工期は許可日から令和6年3月31日までの予定とされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番、28番は関連で、太陽光発電などの自然エネルギーを利用した発電機及び販売、研究などを営む法人が太陽光発電設備設置のための地上権設定の転用申請です。農地区分は、農業投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされています。

土地利用計画は、太陽光発電パネル180枚、発電容量99.9kwで、配置図面などにより転用面積としては適正な面積と判断いたします。資金計画、九電の負担金のお知らせなど必要な添付書類も整っており、土砂の流出、被害防除など心配のないものと思われます。工期は許可日から令和6年3月31日までの予定とされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、立地条件及び一般基準とも満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま23番から28番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第5号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。地元委員より地区委員会での協議状況をご報告お願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、県営宇土開地区土地改良事業の農業用排水施設について事業計画変更に伴う同意を得るに当たり、当該同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を有する旨の証明願です。先日の地区委員会において名簿を確認し検討したところ、全員が事業区域内にある土地の所有者等、資格を有する者であることが確認できましたので、願出のとおり承認することに何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第6号議案及び第7号議案並びに第8号議案でございます。

この件につきまして、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第6号及び第7号並びに第8号議案は関連ですので、併せて説明します。

まず、第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明します。なお、一覧は議案書18ページをご確認ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は19ページの1番から22ページの10番までの合計10件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は、10件合わせて田2万7,831.56㎡、畑1,927㎡の合計2万9,758.56㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は22ページの11番から28ページの27番までの合計17件で、契約期間別では6年未満が10件、10年以上が7件で、面積は17件合わせて田5万3,995.61㎡、畑2万5,683㎡の合計7万9,678.61㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設

野菜、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細は28ページの28番から44ページの73番までの合計46件で、契約期間別では6年未満が31件、6年以上10年未満が1件、10年以上が14件で、面積は46件合わせて田14万995㎡、畑1万8,571㎡の合計15万9,566㎡です。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稲、施設野菜、果樹、飼料作物です。

続きまして、第7号議案です。議案書45ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定です。明細は46ページの1番から109ページの137番までで、契約期間別では6年未満が11件、10年以上が126件で、面積は137件合わせて田55万6,465.03㎡、畑9,603㎡の合計56万6,068.03㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しています。このうち全て一括方式となっています。

以上の案件については、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号及び第7号議案の説明については以上です。

最後に、第8号議案、農用地利用集積等促進計画について説明します。明細は議案書110ページ1番から112ページ10番までの10件です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権です。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、ご確認をお願いします。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第6号及び第7号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしております。また、第8号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定します。

続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地3筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次は、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出人は露地野菜、施設野菜を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
次は、3番。

2 1 番 堀恭子委員

2 1 番委員、堀でございます。

3 番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

3 番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
次は、4番。

2 3 番 福嶋德行委員

2 3 番委員、福嶋です。

4 番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4 番は、贈与税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元農業委員及び推進委員による現地調査の結果、対象農地20筆は引き続き適正な耕作が行われていることを地区委員会でご報告されております。

以上1件、先日の地区委員会におきましての地区委員のご報告に基づき検討した結果、証明書の交付については何ら問題ないものと協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、追加議案、農地利用最適化推進委員候補者の決定についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、追加議案のご説明差し上げます。

別冊で右肩に追加議案と記載されているものがあると思いますので、お手元をお願いいたします。

それでは、熊本市農地利用最適化推進委員候補者の決定についてご説明いたします。農地利用最適化推進委員の候補者の案につきましては、1枚めくっていただきまして別紙候補者一覧の1ページから5ページに区域ごとに記載をしております。農地利用最適化推進委員の候補者選考につきましては、去る11月8日に選考委員会が開催されまして、6ページから10ページに添付しております写しのとおり、令和5年11月9日付で農業委員会へ報告がございました。

報告の内容としましては、10ページの一覧表の評価点のとおり選考基準により農地利用最適化推進委員としての適性等が評価されまして、その後、評価結果に基づき農地利用最適化推進委員の候補者を選考することが適当であるというものでございます。

農業委員会はこの報告を受けまして、次期農地利用最適化推進委員の候補者として、先ほどの別紙候補者一覧のとおり決定することとなっておりますので、ご審議方、よろしくをお願いいたします。なお、農地利用最適化推進委員の最終的な決定及び委嘱につきましては、令和6年4月に改選後の農業委員で構成されます農業委員会で行うこととなります。

最後に、本総会で推進委員の候補者を決定されましたら、来週中には申込者50名全員に選考結果を通知する予定でございまして、また、農業委員の候補者の選考結果につきましても同様に農業政策課より通知予定となっておりますので、申し添えます。

以上、農地利用最適化推進委員候補者の決定について説明を終わります。なお、お手元の追加議案につきましては後ほど職員のほうが回収させていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま農地利用最適化推進委員候補者の決定について事務局から説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、選考委員会の報告どおり農地利用最適化推進委員候補者を決定することといたします。なお、最終的な推進委員の委嘱決定は、改選後の農業委員会が行うこととなっておりますので、今回決定した推進委員候補者については、次期農業委員会へ申し送ることといたします。

事務局 次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。
議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から10番までの合計349件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議長 次に、次第6のその他です。
地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 地域計画策定の進捗状況の報告と併せて活動記録簿に関するお願いです。

まず、地域計画の策定について進捗状況の報告です。先行モデル地区5地区については、12月5日、植木、大井地区の第2回協議が行われ、目標地図素案の確認が終了しました。12月12日には天明、宇土開地区で第2回協議が行われる予定で、城南、豊田地区についても今後第3回協議を行う予定です。さらに年内、今月中には残りの49地区全ての地区の目標地図素案の原案作成を終了する予定としております。その際の地元協議の際は委員の皆様のご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

それともう1点、活動記録簿に関するお願いです。農業委員、推進委員の皆さんに実施していただいている最適化活動の活動記録については、農業委員会予算の最適化交付金の算定根拠において重要な部分を占めているものです。この活動記録の趣旨は、1 農業委員会活動の見える化を進めるため、2 皆さんの日々の活動や活動で得た情報を農業委員会の全員で共有するためとなっており、委員皆さんの活動がどのようなものかを明らかにすることにより、農業委員会活動への理解が広がることを目的としています。

つきましては、日々の農作業等で皆さん大変お忙しいこととは思いますが、活動記録の趣旨をご理解いただき、活動記録簿の記入、提出を引き続きお願いします。なお、今年度の活動目標は委員1人当たり月10日となっておりますので、毎月10日以上活動記録の記入、ご提出を重ねてお願いいたします。

以上2点、報告とお願いです。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問ありますか。

2番 谷口委員

活動報告というのはだんだん書きにくくなるようだ。なぜかという、一番ある項目がないんですよ、この中に。例えば、今日の総会役員会の項目もチェックするところがないですね。あるいは、農地法3、4、5条の相談が一番多いけれども、これもチェックするところがないですね。あと1つは、遊休農地に獣害対策はしませんね。作りよるところしか獣害対策はしません。だからちょっとずつずれるんだよな。各委員がどれでいいのかとか悩むんですよ。この点の対策もお願いします。

事務局 　　総会、役員会の項目は、当初お渡ししている活動記録簿を使って提出いただいて結構です。それから、委員のほうからご指摘がございました項目がないようなところにつきましては、今後改善をいたしまして、また改めて皆さんにまたお渡しするようにいたします。随時ご意見がありました場合は、改善はしてまいりますので、ぜひご意見をお願いいたします。今後ともよろしくお願いいたします。

議長 　　よろしく願いいたします。
ほかに何かありませんでしょうか。

一同 　　ありません。

議長 　　それでは、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決された案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、

その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後4時16分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年12月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 田上 泰則

署名委員 磯田 修一

書 記 品川 衣里